

岐阜第一高等学校 いじめ防止基本方針

平成29年10月31日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、平成29年10月31日改定された。「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法 第2条

「いじめ」とは、児童などに対して、当該児童などが在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様（※1）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) 学校の姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には学校が一丸となって組織として対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる集団の形成を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法 第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者によるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

組織の名称

「岐阜第一高等学校 いじめ防止・対策委員会」

組織の構成

校内 学校長、副校長、教頭、生徒指導部長、学年主任
外部 育友会会長 北方警察署員 等

(組織の運営)

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止・対策委員会を組織する。
- ・年2回いじめ防止・対策委員会を開催し、学校はいじめ防止に対する取り組みについて第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(改定事項4)

(2) 学級及び各分掌の取組 (※2)

学校全体

- ・教育活動全体を通じて、すべての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する。
- ・お互いの人権を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の報告・連絡・相談・体制を整え、管理職を中心とした組織で対応する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質向上を図る職員研修等を開催する。

生徒指導部

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」(生活実態調査や迷惑調査等)を実施し、状況を把握する。
- ・教育相談体制を整え、すべての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を開催する。
- ・心理検査や性格検査などを有効に活用できるよう職員研修を開催する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に開催する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター等)との連携をはかる。
- ・MSリーダーズ活動を通じ社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を醸成する。

(改定事項8)

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所づくりや絆づくりを推進する。
- ・部活動における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

教務部

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導で分かる授業を確立する。

進路指導部

- ・進路目標の早期指導により、高校3年間の方向付けや目的意識を育成する。
- ・インターンシップや社会体験学習等により社会における規律を習得させる。

入試渉外部

- ・育友会総会や学年等の保護者会等でいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会などでいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

(3) 年間計画

月	行事	取組内容
4月	始業式・入学式 第1回いじめ防止・対策委員会	・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童 生徒、保護者、関係機関等に説明する。(改定項目5) ・いじめ防止のための年間を通じた取組
5月	教育相談(三者面談) 職員研修	・生徒の生活状況や学校満足度等の把握 ・生徒の情報交換
6月	第一回いじめ調査	・生徒サポートアンケートの実施と分析及び対応
7月	保護者懇談	・家庭生活や進路希望等についての指導
8月		
9月		
10月	職員研修会	・教育相談についての研修
11月	第二回いじめ調査	・生徒サポートアンケートの実施と分析及び対応
12月	三者懇談	・生徒の生活状況や交友関係等の把握
1月	職員研修	・冬休み明けの生徒情報交換
2月	第2回いじめ防止・対策委員会	・いじめ防止の年間取り組みの検証と課題
3月	今年度の反省	・年間の取組の総括

※毎月1回 スクールカウンセラーとの面談を実施(希望者)

3 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法 第23条

1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童などからいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定により通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等がいじめを受けたと思われるときは、速やかに、当該生徒等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒等に対する指導またはその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援または指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いがおきることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

組織対応

「岐阜第一高等学校 いじめ防止・対策委員会」による対応

早期発見・事案への対応順序（※3）

- ・被害者・加害者の事実関係の把握(保護者との連携協力)
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断(人権侵害にあたるかどうか)
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境などの背景を十分考慮する）
- ・保護者への説明
- ・岐阜環境生活部私学振興・青少年課と岐阜教育事務所 教育支援課への連絡と経過説明
（学校長が責任を持って県教委に報告）
- ・経過の見守り(事後指導)
- ・報告書の作成(経過、背景、対応、結果等)（事項3）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応
法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・私学振興・青少年課へ報告し、詳しい調査について、学校主体の判断を仰ぐ
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

[学校主体による調査組織編成]

- ・「いじめ防止・対策委員会」に、さらに必要な第三者を加えることができる。

[学校主体による調査における注意事項]

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。（改定事項12）
- ・岐阜環境生活部私学振興・青少年課と岐阜教育事務所 教育支援課と連携をとり適切に対応する。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢で臨む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は岐阜環境生活部私学振興・青少年課に報告し、県教委から知事に報告する。

4 いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(改定事項 10)

5 情報の取り扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められることがあることを想定して、アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。（改定項目11）また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に活用する。